

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、岩国市防災会議が作成する地域防災計画のうち、岩国市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域は本計画に含めないものとする。

第2節 計画の性格

第1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、市域における防災対策に関し、総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。また、この計画は指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。

第2 この計画は、岩国市の災害対策に関する基本計画であり、各種の防災に関する計画は、この計画の一環として体系づけたものである。

第3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、今後防災に関する諸情勢の変化又は防災基本計画、防災業務計画、山口県地域防災計画の修正等により、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。

第4 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

第5 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努めるものとする。

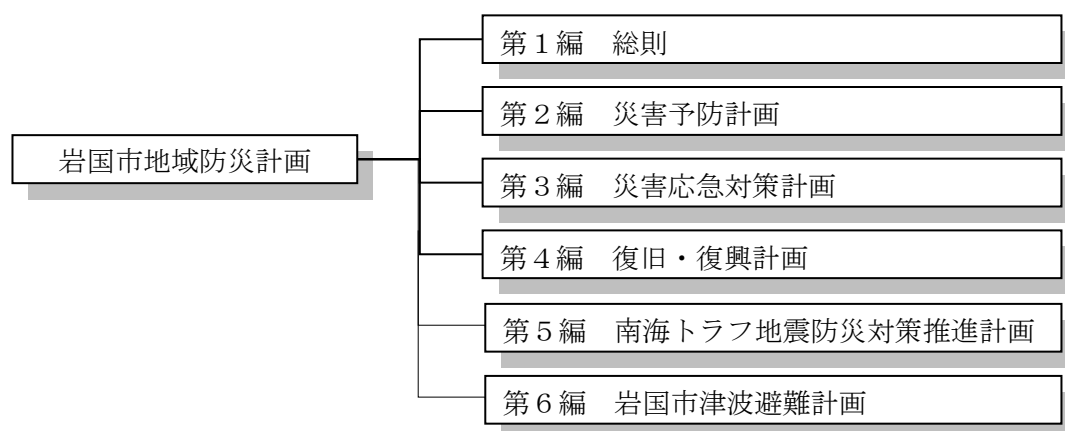
第6 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 | 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 | 激 甚 法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号） |
| 4 | 市 | 岩国市 |
| 5 | 県 | 山口県 |
| 6 | 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第 2 条第 3 号～ 6 号の規定によるそれぞれの機関 |
| 7 | 市防災計画 | 岩国市地域防災計画 |
| 8 | 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| 9 | 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |

第3節 計画の構成

この計画は、次に示すとおり 6 編をもって構成する。



第4節 計画の前提となる災害

第1 自然災害

暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、地震、津波、地すべりその他異常な自然現象

第2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第5節 災害対策の基本理念

市の災害対策については、人口の変化や社会経済情勢の変化を踏まえつつ、自然的特性を鑑み災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、災害対策基本法第2条の2に掲げる基本理念を推進する。

第6節 防災に関する組織及び実施責任

第1 岩国市防災会議

岩国市防災会議は、市長を会長として災対法第16条第1項に規定する機関の長等を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

会 長

岩国市長

委 員

岩国市防災会議委員

幹 事

岩国市防災会議幹事

第2 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定地方行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備

を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 市民

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等自ら災害に備えるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、また過去の災害から得られた教訓の伝承等、平素から地域の防災力向上にも努める。

第7節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

第1 市

市災害対策本部を構成する部及び担当課の所掌事務は、次のとおりである。

●総務部

担当課	所掌事務
総務課	緊急車両などの確保・借り上げ・配車
	公用令書等の適切な管理保存
秘書広報課	災害対策本部長の連絡調整
	資料の点検・管理
職員課	災害従事者の健康管理
	災害従事者の公務災害補償
	職員の人員調整
	派遣職員等の受け入れ
人権課	資料の点検・管理
	男女共同参画に関する相談支援
契約監理課	監理資料の点検・管理
用地課	災害対策に必要な用地等の確保

担当課	所掌事務
危機管理課	災害対策本部の総合調整
	各部の災害対策の総合調整
	災害救助法の適用に関する総合調整
	気象・異常現象・地震情報の収集伝達
	災害情報及び報告事項の取りまとめ並びに速報
	防災行政無線の管理運営
	県災害対策本部への災害報告
	県災害対策本部への自衛隊の災害派遣要請依頼
	警察署、海上保安署及び自衛隊との情報交換、連絡調整
	県、他市町村への広域応援要請依頼
	災害従事者の食料等の確保
	被災者台帳の整備に関する総合調整
	り災証明書・り災届出証明書の発行
	応急資機材の調達・輸送
	地域支部への食糧・生活必要物資の輸送
	水防対策に関する総合調整
	職員の動員・人員調整及び服務
	災害情報、災害対策の報道発表
	その他災害対策の事務で他部に属さない事項
	ダム関係の情報収集及び報告

●総合政策部

担当課	所掌事務
政策企画課	災害復旧及び復興計画の策定
施設経営課	災害対策に必要な用地等の確保
交通政策課	錦川清流線関係の情報収集及び報告
	関係交通機関との連絡調整
財政課	応急活動及び復旧活動に関する財政措置
課税課	被災者及び家屋の被害調査
	被災者台帳の整備に関する調査
	被災者に対する租税の猶予及び減免
収税課	被災者台帳の整備に関する調査
	被災者に対する租税の猶予及び減免
基地政策課	自衛隊及び米軍岩国基地関係の情報収集及び連絡調整
デジタル推進課	庁内情報システムの点検及び維持管理
	インターネット等による情報収集
行政改革室	資料の点検・管理

●市民協働部

担当課	所掌事務
地域づくり 推進課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の応急対策、復旧対策
	避難情報、各種災害情報の伝達
	福祉会館内に地区対策班を設置
くらし安心 安全課	市民相談窓口の開設
市民課	埋火葬許可証の発行
各出張所	出張所内に地区対策班を設置
	地区内の被害状況の収集及び報告
	避難情報の伝達及び各種災害情報の広報
	管内各種団体との連絡調整
	その他必要な災害事務

●文化スポーツ振興部

担当課	所掌事務
文化スポー ツ課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	災害対策物資等の保管協力
	避難場所等の開設及び運営
	体育関係団体との連絡調整
文化財課	文化財の被害状況の収集及び報告
	文化財の防災対策
	文化財の応急対策、復旧対策
錦帯橋課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の応急対策、復旧対策
	施設利用者及び市外からの観光客等要配慮者の避難誘導

●環境部

担当課	所掌事務
環境政策課	所管施設の点検及び応急対策
	被災地域の防疫及び消毒
	遺体の火葬
	簡易水道の被害状況の収集及び報告
	簡易水道の応急対策、復旧対策
	避難場所等における家庭動物等への配慮
環境事業課	し尿の収集
	所管施設の被害状況の収集及び報告
	ごみ、がれきの清掃
	処理業者の動員
環境施設課	所管施設の点検及び応急対策、復旧対策
	所管施設の被害状況の収集及び報告
	災害ごみ及びし尿の処理
	仮設の災害ごみ置き場の設置

●健康医療部

担当課	所掌事務
健康推進課	健康管理班の編成
	被災者に対する健康・栄養相談
	被災者に対するメンタルヘルスケア
	感染症や食中毒の発生予防
	保健センター内に地区対策班を設置
保険年金課	被災者に対する国民健康保険料、介護保険料の徴収の猶予及び減免
地域医療課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の連絡調整
	県及び関係医療機関との連絡調整
錦中央病院	病院施設の被害状況の収集及び報告
美和病院	病院施設の応急対策、復旧対策

●福祉部

担当課	所掌事務
生活支援課	被保護世帯等の救助 遺体の収容及び埋葬
福祉政策課	災害救助法の適用に関する支援 災害救助物資、義援金品、見舞い品等の受け付け及び配分 赤十字奉仕団及び赤十字医療班等との連絡調整 ボランティアの活動支援 災害救助法に基づく住宅応急修理 日赤医療救護班の連携及び調整 災害援護資金の貸付 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金の支給 所管施設の被害状況の収集及び報告 所管施設の連絡調整
障害者支援課	重度障害者に関する総合調整 重度障害者の避難支援 所管施設の被害状況の収集及び報告 所管施設の応急対策、復旧対策
こども家庭課	所管施設の被害状況の収集及び報告 所管施設の応急対策検討 児童福祉施設入所者の避難支援 こども館にっこり内に地区対策班を設置 健康推進課への応援
保育幼稚園課	所管施設の被害状況の収集及び報告 所管施設の応急対策検討 児童福祉施設入所者の避難支援
高齢者支援課	ねたきり高齢者に関する総合調整 ねたきり高齢者の避難支援 所管施設の被害状況の収集及び報告 所管施設の応急対策、復旧対策 所管施設の連絡調整 健康推進課への応援

●産業振興部

担当課	所掌事務
商工振興課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	生活必需品の調達
	被災商工業者に対する経営指導、金融等
	中小企業振興資金の貸付け
	生業資金の貸付け
観光振興課	観光施設利用者及び行楽客の避難誘導
	被災旅行者の把握及び救護
	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の応急対策、復旧対策
	観光関係団体との連絡調整
シティプロモーション課	資料の点検・管理

●農林水産部

担当課	所掌事務
流通課	農作物関係の被害状況の収集及び報告
	食糧及び食料品の調達
農林振興課	農業畜産関係の被害状況の収集及び報告
	林業関係の被害状況の収集及び報告
農林整備課	農業用施設の被害防止及び応急対策、復旧対策
	林業関係の応急対策、復旧対策
	土地改良区及び関係機関に対する連絡調整
水産港湾課	港湾・漁港・海岸等の被害状況の収集及び報告
	水産港湾事業者等の被害状況の調査
	災害対策用船舶（漁船）の確保あっせん
	災害時における在港船舶対策及び報告
	水産港湾関係の被害防止及び応急対策・復旧対策
	災害に伴う漁業関係の金融

●建設部

担当課	所掌事務
道路課	道路、橋りょう等の被害状況の収集及び報告
	緊急輸送道路の確保及び必要な措置
	道路、橋りょう等の被害防止及び応急対策、復旧対策
	建設業者及び関係機関との連絡調整
河川課	河川・水路の被害状況の収集及び報告
	河川水位情報の収集及び報告
	河川・水路の被害防止及び応急対策、復旧対策
	建設業者及び関係機関との連絡
	土砂災害警戒区域の被害状況の収集及び応急対策、復旧対策
下水道課	下水道の被害状況の収集及び報告
	下水道の点検及び応急対策、復旧対策
	所管施設の排水対策
	下水道応急資機材の調達
都市排水施設課	所管施設の排水対策
	下水道応急資機材の調達

●都市開発部

担当課	所掌事務
都市計画課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の点検及び応急対策、復旧対策
公園施設課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	公園施設の保全
景観整備課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の点検及び応急対策、復旧対策
都市拠点整備課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の点検及び応急対策、復旧対策
建築指導課	被災建築物及び被災宅地の危険度判定
	被災者台帳の整備に関する調査
建築住宅課	公営住宅の被害状況の収集及び報告
	公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧対策
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与
	被災者台帳の整備に関する調査
	災害救助法に基づく住宅応急修理

●教育委員会

担当課	所掌事務
教育政策課	文教関係活動の総合調整
	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の応急対策、復旧対策
学校教育課	児童、生徒の安全確保及び避難対策
	被災児童、生徒に対する学用品の供与
	避難場所（学校施設）の開設及び運営協力
	応急教育の実施
	学校施設における避難者救護活動への協力
	休校措置の検討及び実施
青少年課 教育センター	所管施設の被害状況の収集及び報告
科学センター	施設利用者の安全確保及び避難対策
生涯学習課	所管施設の被害状況の収集及び報告
中央図書館	図書館の被害状況の収集及び報告
	図書館の防災対策
	図書館の応急対策、復旧対策
	避難場所の開設及び運営

●協力部

担当課	所掌事務
議会事務局	議会関係の連絡調整
	市議会議員への災害情報等の伝達
監査事務局 農委事務局 選管事務局	重要書類等の点検及び管理
出納室	災害対策本部及び関係経費の出納
	義援金品の保管

●水道部

担当課	所掌事務
水道局 総務課 工務課 業務課 建設課 浄水課	所管施設の被害状況の収集及び報告
	所管施設の点検及び応急対策、復旧対策
	浄水場諸施設の点検及び応急対策、復旧対策
	飲料水の確保及び応急給水
	避難場所、避難所、医療施設への優先応急給水
	応急給水資器材の調達
	応急給水に関わる広報活動

●由宇地域支部

担当	所掌事務
由宇 総合支所	由宇地域支部の運営
	総合支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●周東地域支部

担当	所掌事務
周東 総合支所	周東地域支部の運営
	総合支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●玖珂地域支部

担当	所掌事務
玖珂支所	玖珂地域支部の運営
	支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●錦地域支部

担当	所掌事務
錦 総合支所	錦地域支部の運営
	総合支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●美川地域支部

担当	所掌事務
美川支所	美川地域支部の運営
	支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●美和地域支部

担当	所掌事務
美和 総合支所	美和地域支部の運営
	総合支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●本郷地域支部

担当	所掌事務
本郷支所	本郷地域支部の運営
	支所管内の被害状況の収集及び報告
	避難所等の集計
	救出活動の状況把握
	災害対策本部への報告及び要請
	被災者台帳の調査及び整備

●消防対策部

担当課	所掌事務
消防本部	消防対策の総合調整
総務課	関係機関との連絡調整
予防課	災害情報の収集、伝達及び記録
警防課	火災予防及び避難広報活動
通信指令課	危険物、毒劇物等の保安対策
広域整備対策室	防災資機材の調達及び配備
	活動隊への後方支援
中央消防署	消防相互応援協定に基づく応援要請
	消防、救急、救助活動部隊の調整
	自衛消防隊の活動
	非常通信
	気象情報、異常気象等の収集伝達
	医療機関との連絡調整
	災害対策に関する事務で他に属さないこと
消防団 (水防団を含む)	消防及び水防その他の災害応急対策
	水火災の警戒及び防ぎょ活動
	気象予警報、異常現象、地震情報、津波情報の受領及び関係住民等への伝達
	避難情報等の住民への伝達及び避難誘導
	人的被害、各種被害情報（二次災害情報を含む）の収集及び報告
	救出及び救助、救急活動
	行方不明者の搜索
	障害物除去作業等の復旧作業協力
	被災者に対する各種の作業支援

第2 指定地方行政機関

1 農林水産省中国四国農政局山口農政事務所

- ・災害時の米穀及び乾パンの確保供給に関すること

2 岩国海上保安署

- ・海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること
- ・航路標識の施設の保全に関すること
- ・油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること
- ・船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること
- ・警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること
- ・災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること
- ・災害応急対策の実施に必要な物資の収容、保管等に関すること

3 国土交通省山口河川国道事務所岩国国道維持出張所

- ・直轄公共土木施設の災害予防対策及び応急復旧対策に関する事
- ・水防対策の実施及び地方公共団体に対する必要な助言指導に関する事
- ・公安委員会に協力した緊急輸送路等の確保に関する事
- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事

4 国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所

- ・小瀬川直轄管理区間の河川水防管理に関する事

5 国土交通省弥栄ダム管理所

- ・弥栄ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事

6 山口森林管理事務所

- ・国有保安林、治山施設、地すべり防止施設、保安施設等の整備及び管理に関する事
- ・国有林における予防治山施設による災害予防に関する事
- ・国有林における荒廃地の復旧に関する事
- ・災害対策用復旧用資材の供給に関する事
- ・森林火災防止対策に関する事

7 岩国労働基準監督署

- ・工場、事業場等における安全衛生管理に関する事
- ・災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関する事
- ・労働者災害補償保険の業務に関する事

第3 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備に関する事
 - ・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - ・災害派遣計画の作成
 - ・防災に関する教育訓練の実施
- (2) 災害派遣の実施に関する事
 - ・人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施
 - ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第4 県

1 岩国土木建築事務所

- ・県道、河川、港湾の防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事

2 岩国農林水産事務所

- ・農地及び農業施設の防災管理に関すること
- ・林野等に対する防災及び災害対策用材の需給に関すること

3 菅野・平瀬ダム統合管理事務所

- ・平瀬ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること

4 生見川ダム管理事務所

- ・生見川ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること

5 岩国健康福祉センター

- ・災害時における応急対策・救助、防疫に関すること

6 岩国港湾管理事務所

- ・港湾の管轄区域内の防災に関すること

7 岩国警察署

- ・災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出救護に関すること
- ・避難の指示及び誘導に関すること
- ・緊急交通路の確保に関すること
- ・信号機等交通安全施設の保全に関すること
- ・遺体の検視に関すること
- ・避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること
- ・緊急通行車両証明書の発行に関すること
- ・危険物等の大量流出時における防除活動に関すること

第5 指定公共機関

1 岩国郵便局・岩国西郵便局

- ・郵便物の送達の確保に関すること
- ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること
- ・逓信病院による医療救護活動に関すること
- ・利用者の誘導避難に関すること

2 西日本電信電話株式会社山口支店

- ・ 公衆電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること
- ・ 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること
- ・ 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること

3 中国電力ネットワーク株式会社岩国ネットワークセンター

- ・ 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること
- ・ 被災施設、設備の応急復旧に関すること

4 西日本旅客鉄道株式会社岩国駅、中国ジェイアールバス株式会社周防営業所

- ・ 列車の運転規制に関すること
- ・ 旅客の避難、救護に関すること
- ・ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること
- ・ 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること
- ・ 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること

5 日本通運株式会社広島支店大竹営業課

- ・ 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること

6 日本放送協会岩国報道室

- ・ 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- ・ 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること
- ・ 放送施設、設備の整備保守管理に関すること
- ・ 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること

7 西日本高速道路株式会社周南高速道路事務所

- ・ 中国自動車道・山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること
- ・ 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること

8 日本赤十字社山口県支部

- ・ 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること
- ・ 輸血用血液の確保、供給に関すること
- ・ 被災地への物資配給、通信連絡等の協力に関すること
- ・ 義援金の受付と配分に関すること

9 株式会社NTTドコモ中国支社、KDDI株式会社

- ・電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること
- ・災害非常通信の確保及び情報伝達に関すること
- ・被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること

第6 指定地方公共機関

1 山口放送株式会社岩国支局、テレビ山口株式会社岩国駐在、山口朝日放送株式会社岩国支局

- ・気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- ・災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること
- ・被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること
- ・放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること

2 一般社団法人山口県トラック協会岩国支部

- ・災害時における緊急物資輸送に関すること
- ・復旧資機材等の輸送に関すること

3 一般社団法人山口県LPガス協会

- ・液化石油ガス災害防止に関すること
- ・災害時の液化石油ガスの供給確保に関すること

4 防長交通株式会社

- ・災害時におけるバス輸送に関すること
- ・旅客の避難、救護に関すること

第7 公共的団体

1 岩国市医師会・岩国薬剤師会

- ・災害時における緊急医療等に関すること

2 岩国歯科医師会・玖珂歯科医師会

- ・災害時における救急医療等に関すること

3 農業協同組合

- ・農業用資機材の確保その他農作物災害応急対策の指導に関すること
- ・農業災害関係資金の融資あっせんに関すること

4 漁業協同組合

- ・河川、海上における救助、行方不明、遺体捜索等の協力に関すること

5 岩国商工会議所

- ・被災中小企業者に対する資金対策その他指導に関すること

6 岩国市土建協同組合

- ・災害応急工事实施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること

7 岩国市赤十字奉仕団

- ・市が行う災害救助活動及び保健活動への協力に関すること

8 岩国市社会福祉協議会

- ・福祉活動に関すること
- ・ボランティアの育成及びボランティア団体との連絡調整に関すること

9 その他（自治会、婦人会、自主防災組織）

- ・避難場所等開設時の運営協力に関すること
- ・災害時要配慮者の避難支援に関すること

第8 市民・事業所のとるべき措置

1 市民

- ・災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等、災害に備え実施可能な防災対策を講じること
- ・市及び県が行う防災事業に協力するよう努めること
- ・自主防災組織を結成するなど、平素から地域の防災力向上に努めること。

2 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ・ 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - ・ 利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関すること
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ・ 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - ・ 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること
- (3) 社会福祉施設、学校等の管理者
 - ・ 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
 - ・ 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること
 - ・ 災害時要配慮者の支援に関すること
 - ・ 避難場所開設時の運営協力に関すること

3 その他の企業

市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、おおむね次の事項を実施するものとする。

- ・ 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施
- ・ 従業員に対する防災教育訓練の実施
- ・ 防災組織体制の整備
- ・ 施設の防災対策及び応急対策の実施
- ・ 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 帰宅困難者対策

第2章 市の自然概要と災害

第1節 市の概況

第1 地勢

市は、県最東端部に位置し市町村合併により市域が拡大し、面積は、873.85 ㎢で、県内で2番目に大きな市域面積を有している。南東側は瀬戸内海広島湾に臨み、北は島根県益田市、吉賀町、東は、山口県和木町、広島県大竹市、廿日市市に接し、西は周南市、南は柳井市、光市とそれぞれに接している。

西中国山地国定公園に源を発する錦川沿川の山地山嶺地帯、錦川下流の三角州を中心とする平坦部等よりなっており、標高別にみると20m以下が全市域の5%弱で山地部が多く、標高差は、中心市街地部の2mから宇佐の県内最高峰の寂地山1,337mとなっている。合併に伴う可住地面積は、173.32 ㎢と拡大したが、可住地面積割合は、19.9%と県の平均を8.7ポイント下回り、残る約80.1%は急峻な山林などで占められており、地形的に厳しい条件下にあり、地形の急峻さから常時、土砂災害の危険性を抱えている。

海岸総延長は約24kmであり、この海岸は岩国港を除きほとんど遠浅で、干拓、埋立等により造成されてきた。

第2 位置

離島を除く市の位置及び範囲は次のとおりである。

方 位	地 名	経 緯 度
東 端	日の出町	東経 132 度 15 分 9 秒
西 端	錦町広瀬長野山	東経 132 度 52 分 39 秒
南 端	由宇町神東	北緯 33 度 58 分 39 秒
北 端	錦町宇佐	北緯 34 度 27 分 48 秒

第2節 気象と自然災害

第1 気象の概況

気候は、沿岸部が内海型の温暖な気候であるのに対し、内陸部は山地型で、沿岸部に比べ、平均気温は2～3℃低く、降水量は400mm～600mm多くなっている。

第2 災害の傾向

1 風による被害

市における風の被害は主として台風によるものであり、台風が九州西方海上から四国西部の間を通過して北上すると大きく発達し、特に台風の中心が市の西方を通過する場合にもっとも大きい被害を受けている。

【平成3年9月の台風第19号】

近年発生した台風としては平成3年9月の台風第19号があり、人的被害は重傷者2名、軽傷者10名となっている。住家・非住家被害は2,167棟で、そのうち床下浸水が499棟、一部破損が1,234棟となっている。

2 雨による被害

台風と梅雨によるものが多く、梅雨前線による豪雨は優勢な梅雨前線が東西にのびて停滞しているときに起こり、この場合停滞前線のどこかで集中豪雨の可能性があつて、西日本全域にわたって警戒を要するものである。過去の例でもしばしば大被害をもたらしている。

【平成17年9月の台風第14号】

近年、大規模な被害が発生した災害としては、平成17年9月の台風第14号があり、人的被害は、土砂崩れにより死者3人、負傷者9人となっている。住家・非住家被害は1,769棟にのぼり、そのうち床上浸水が731棟、床下浸水が678棟と、被害の大半が浸水被害となっている。このように平成17年9月の台風第14号では岩国市の被害が最も多くかつ甚大となり、岩国市（旧岩国市及び旧美川町）に災害救助法が適用された。

	平成17年 台風14号		
1 人的被害			
死 者	3人		
行方不明者	—		
重 傷 者	8人		
軽 傷 者	1人		
2 住家・非住家	棟	世帯	人
住家 全壊	6	5	8
半壊	325	340	801
一部破損	8	8	13
床上浸水	731	864	1,963
床下浸水	678	741	1,753
非住家 全壊	1		
半壊	20		
計	1,769	1,958	4,538

【平成 30 年 7 月豪雨】

平成 30 年 7 月 5 日から 7 月 8 日にかけて、九州北部から北海道の広い範囲で停滞した前線による豪雨災害が発生した。岩国市では、7 月 6 日から 7 日未明にかけて、岩国市玖珂で 1 時間雨量 76 ミリを記録するなど非常に激しい雨が降り続いたことにより、各地で被害が相次いだ。人的被害としては、土砂崩れなどにより死者 3 人、軽傷 5 人となっている。住家被害は 675 棟にのぼり、全壊 16 棟、大規模半壊 9 棟、半壊 287 棟、床上浸水 54 棟、床下浸水 309 棟となっている。このように、山口県内でも岩国市の被害が最も大きかったことから、災害救助法が適用された。

3 高潮による被害

過去における顕著な被害は、昭和 17 年 8 月の台風第 16 号によって川下沖、尾津沖の堤防が 12,200m にわたって決壊し、被害は死者 42 名、行方不明 4 人、流失家屋 162 戸、浸水田畑 1,500 ha に及び甚大な損害をもたらした。

4 地震による被害

地震による被害については、平成 13 年 3 月の芸予地震において震度 5 強を記録し、国道 188 号岩国市萩原水道管破裂、J R 西日本徐行運転：岩徳線（岩国～周防高森）、岩国港一部岸壁で被災のため利用禁止。その他、岸壁、物揚場等にクラック等が発生した。

5 大雪による被害

錦地域は、海拔 1000m 級の高峰が随所にあり、冬季間の最大積雪量は 160cm と多く、道路の凍結とあわせ通行止めが発生している。

6 林野火災による被害

過去における被害は、平成 13 年 4 月 13 日、玖珂町谷津上地区の山林火災で鎮火までに延べ 5 日間、防災ヘリコプター 4 機出動、焼失面積 13ha となり、また、平成 22 年 9 月 1 日には周東町用田地区において、鎮火までに 9 日間、防災ヘリコプター 6 機出動、焼失面積 8.7 ha に及ぶ大規模な災害となった。

第 3 節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋りょうなどの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についてもその影響が深刻化、長期化する傾向にあり、これらの災害対策についても一層の充実強化が求められている。

第4節 地形・地盤特性

第1 地形特性

地震時に地震動の強く現れる（強く揺れる）地盤としては、土地条件図による地形区分によった場合、次のようなものがある。

- 1 低地の一般面
 - ・ 谷底平野、氾濫平野
 - ・ 海岸平野（下層に軟弱層をもった）、三角州
 - ・ 後背湿（低）地
 - ・ 旧河道
- 2 頻水地形※
- 3 人工地形
 - ・ 高い盛土地
 - ・ 埋立地
 - ・ 干拓地

なお、人工地形は工法によりその性状は大きく異なることに注意する必要がある。

- 4 地形境界部分

※頻水地形：潟、遊水池のような水に浸かりやすい箇所

第2 地震動の強く現れる地域

地震動が強く現れるのは固結度の低い地層が分布する沿岸部から河川沿いの低地域域である。また、埋立地のような人工地盤区域も固結度の面では未固結層と同等と見なされている。

岩国市においては、次のような区域が地震動の強く現れる箇所に該当する。

- ・ 市街地部
- ・ 港湾部埋立地
- ・ 沿岸部の低地部（平野、谷底低地）
- ・ 主要な河川沿いの谷底低地

なお、平野部であっても段丘区域は地盤の固結が進んでいるため、地震動の強さは低地よりも小さいものと見込まれる。

第3 土砂災害警戒区域等

県による土砂災害警戒区域の指定は 25,728 箇所、土砂災害特別警戒区域の指定は 23,867 箇所である。（令和7年1月現在）

市内では、土砂災害警戒区域が 3,903 箇所、土砂災害特別警戒区域が 3,643 箇所指定され、県内では、下関市に次いで2番目となっている。

このように、土砂災害警戒区域等を多く抱える岩国市においては、災害の発生から地域住民を守るための、避難誘導體制の整備や避難準備の呼びかけや指示を的確に判断する基準の設定を順次行っている。

第5節 被害想定

「被害想定調査報告書」（平成 20 年 3 月 山口県地震防災対策推進検討委員会）により、岩国市に主として関係する被害想定結果は次のとおりとなる。

1 想定地震の概要

1 安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約 50 km の深部で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで 50～100 年の周期で M7 クラスの地震が発生している。平成 13 年（2001 年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治 38 年（1905 年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25 と設定する。

2 大竹断層（小方ー小瀬断層）

県東部を北東ー南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方ー小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方ー小瀬断層）」を対象として、平成 4 年～平成 8 年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは 20km 程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約 44km と評価している。しかし、山口県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層（小方ー小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層（小方ー小瀬断層）」の断層長さ 26 km、M7.2 と設定する。

3 大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めている。本調査では、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、断層長さ 15.1 km、M6.8 と設定する。

4 日積断層

山口県地質図（1995）に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において

地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 13.4 km、M6.7 と設定する。

5 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

愛媛県東部～西部に震源を持つ地震規模M8.0 の内陸（地殻内）地震である。

山口県域は震源から距離が離れているため規模の割に県内における震度は比較的小さい。

この地震による県内の最大震度は、周防大島町で震度 6 強が想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、周防大島町、上関町、平生町、柳井市、田布施町、和木町、光市、岩国市、下松市、周南市の 10 市町に見られ、面積率は県全体の 3.8%と想定される。建物全壊棟数は 2,470 棟と想定され、このうち 52%が液状化によるものである。また、火災による焼失棟数は、冬の昼 12 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 402 棟と想定される。死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 97 人と想定され、このうち 54%が土砂災害によるものである。また、経済被害額は約 1.3 兆円と想定される。

6 徳佐一地福断層

山口県北部に震源を持つ地震規模M7.2 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、山口市、萩市、阿武町で震度 6 強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、山口市、萩市、美祢市、周南市、阿武町、防府市の 6 市に見られ、面積率は県全体の19.6%と想定される。

建物全壊棟数は6,876 棟と想定され、このうち72%が揺れによるものである。また、火災による焼失棟数は1,076 棟と想定される。死者数は冬の早朝 5 時、かつ風速15m/sの最悪のケースでは392 人と想定され、このうち85%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。人的・物的被害はその他の断層による地震の中で佐波川断層、防府沖海底断層に継いで甚大と想定される。孤立集落1,369 世帯と想定される。

7 佐波川断層

山口県中央部に震源を持つ地震規模M7.4 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市、周南市で震度 6 強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、防府市、山口市、周南市、岩国市、宇部市、阿武町、萩市、下松市の 8 市町に見られ、面積率は県全体の24.9%と想定される。建物全壊棟数は11,415 棟と想定され、このうち72%が揺れによるものである。また、火災による焼失棟数は、冬の昼12 時、かつ風速15m/s の最悪のケースでは2,582棟と想定される。死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速15m/s の最悪のケースでは630人と想定され、このうち85%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。

人的・物的被害はその他の断層による地震の中で最も甚大と想定される。急傾斜地崩壊危険区域の危険度ランク A の箇所数1,603 箇所、ガス供給停止44,776 世帯、道路被害289 箇所と想定される。

第2 被害想定結果

基礎データの人口と建物棟数を前提に、家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となる冬の昼12時で、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sのケースについて被害想定を行った場合の、各想定地震による被害の概要は次のとおりである。

(基礎データ)

	人口（人）		建物棟数（棟）		
	昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合計
岩国市	146,068	149,598	89,379	23,157	112,536

1 地震動

想定地震	最大震度	震度別面積率（％）					
		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下
安芸灘～伊予灘の地震	6弱	0.0	0.0	0.6	53.2	46.2	0.0
大竹断層（小方－小瀬断層）	7	0.9	24.9	39.8	34.4	0.0	0.0
大河内断層	6強	0.0	1.2	13.2	42.2	38.9	4.5
日積断層	6強	0.0	0.1	9.1	25.7	42.4	22.7
中央構造線断層帯	6弱	0.0	0.0	1.9	56.3	41.8	0.0
徳佐－地福断層	5強	0.0	0.0	0.0	32.8	66.1	1.1
佐波川断層	6弱	0.0	0.0	7.5	71.5	20.9	0.0

2 土砂災害

想定地震	危険度ランクAの箇所数（箇所）		
	急傾斜地崩壊	地すべり	山腹崩壊
安芸灘～伊予灘の地震	81	12	29
大竹断層（小方－小瀬断層）	921	32	94
大河内断層	220	12	30
日積断層	221	11	27
中央構造線断層帯	94	9	32
徳佐－地福断層	18	6	20
佐波川断層	56	11	43

3 建物被害

想定地震	全壊棟数（棟）				合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	
安芸灘～伊予灘の地震	11	171	159	0	341
大竹断層（小方－小瀬断層）	15,583	971	940	0	17,495
大河内断層	542	144	171	0	867
日積断層	290	215	296	0	800
中央構造線断層帯	23	208	168	0	400
徳佐－地福断層	0	84	77	0	161
佐波川断層	2	96	127	0	225

想定地震	半壊棟数（棟）				合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	
安芸灘～伊予灘の地震	1,869	251	358	0	2,478
大竹断層（小方－小瀬断層）	24,522	1,379	1,417	0	27,318
大河内断層	3,620	216	359	0	4,194
日積断層	3,092	318	601	0	4,011
中央構造線断層帯	1,960	304	372	0	2,636
徳佐－地福断層	48	128	178	0	354
佐波川断層	644	146	287	0	1,076

想定地震	火災による建物被害		
	出火件数（件）	残出火件数（件）	焼出棟数（棟）
安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0
大竹断層（小方－小瀬断層）	24	24	4,509
大河内断層	1	1	357
日積断層	1	1	129
中央構造線断層帯	0	0	0
徳佐－地福断層	0	0	0
佐波川断層	0	0	0

4 人的被害

想定地震	死者（人）					合計
	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他	
安芸灘～伊予灘の地震	2	11	0	0	0	13
大竹断層（小方－小瀬断層）	839	62	463	0	0	1,364
大河内断層	29	11	1	0	0	41
日積断層	16	20	0	0	0	36
中央構造線断層帯	2	11	0	0	0	13
徳佐－地福断層	1	5	0	0	0	6
佐波川断層	2	8	0	0	0	10

想定地震	負傷者（人）				合計
	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	その他	
安芸灘～伊予灘の地震	134	13	0	3	151
大竹断層（小方－小瀬断層）	2,670	78	402	12	3,162
大河内断層	334	14	9	3	360
日積断層	261	24	4	3	293
中央構造線断層帯	143	14	0	3	160
徳佐－地福断層	21	6	0	1	28
佐波川断層	46	10	0	2	58

想定地震	重傷者（人）				合計
	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	その他	
安芸灘～伊予灘の地震	7	7	0	1	15
大竹断層（小方－小瀬断層）	571	39	112	5	726
大河内断層	20	7	3	1	31
日積断層	11	12	1	1	25
中央構造線断層帯	8	7	0	1	16
徳佐－地福断層	5	3	0	0	8
佐波川断層	6	5	0	1	12

5 ライフライン被害

想定地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	断水人口 (人)	機能支障 人口 (人)	1 日後停電 軒数 (軒)	不通 (回線)	供給停止 (世帯)
安芸灘～伊予灘の地震	44, 105	8, 193	842	2	0
大竹断層 (小方－小瀬断層)	141, 054	13, 241	69, 321	3, 533	0
大河内断層	34, 235	9, 006	2, 216	189	0
日積断層	73, 881	8, 133	2, 420	113	0
中央構造線断層帯	50, 281	8, 287	1, 454	4	0
徳佐－地福断層	524	5, 897	504	0	0
佐波川断層	11, 663	8, 062	527	0	0

6 交通

想定地震	緊急輸送道路	道路	港湾
	被害箇所 (箇所)	被害箇所 (箇所)	被害度がかなり高い (岸壁)
安芸灘～伊予灘の地震	8	0	4
大竹断層 (小方－小瀬断層)	22	449	16
大河内断層	8	11	3
日積断層	6	7	3
中央構造線断層帯	7	0	4
徳佐－地福断層	8	0	2
佐波川断層	10	0	3

7 生活支障

想定地震	1 日後			帰 宅 困難者 (人)
	避難所生活者 (万人)	食料需要 (万食)	仮設トイレ需要 (基)	
安芸灘～伊予灘の地震	1. 2	3. 1	115	10, 381
大竹断層 (小方－小瀬断層)	5. 0	14. 3	501	10, 381
大河内断層	1. 1	2. 9	106	10, 381
日積断層	1. 9	5. 1	192	10, 381
中央構造線断層帯	1. 3	3. 5	130	10, 381
徳佐－地福断層	0. 0	0. 1	4	10, 381
佐波川断層	0. 3	0. 9	34	10, 381

第3 南海トラフ地震（東南海・南海地震）による被害想定

山口県は地震・津波防災対策検討委員会を設置し、南海トラフ地震による山口県の被害を想定し、平成26年3月末に発表した。

その結果、岩国市では最大震度6弱、岩国港の最高津波水位 3.0m、最高津波水位到達時間 223 分、由宇港の最高津波水位 2.8m、最高津波水位到達時間 418 分、1 cm 以上の浸水面積 1,573ha、30cm 以上 1,377ha、1 m 以上 876ha、2 m 以上 252ha、死者 286 人、負傷者 833 人、建物全壊棟数 1,637 棟と想定されている。